(陳受28第56号)

待機児童に対する緊急対策として、「居宅訪問型保育事業」の対象を待機児童にも拡大すること、及び入園予約制導入に関する陳情

受理年月日 平成28年11月30日

陳 情 者

陳 情 の 要 旨

待機児童対策が国を挙げての緊急の課題となる中、武蔵野市の保育施設は整備が進められていますが、いまだ待機児童の解消には至っておりません。2017年4月開所を予定していた保育所の建設中止もあり、来春の保育園入所を希望している家庭は厳しい状況に追い込まれています。ただし、現在は増加傾向にある武蔵野市の未就学児人口も、間もなく減少に転じる見込みであり、保育所の整備計画は長期的視野に立って行われるべきです。しかし一方で、毎年成長していく子どもを抱える家庭にとっては10年後の計画はもちろん、1年後の対策でも意味をなさないとも言えるわけで、今この時点で緊急の対策を講じることが重要です。

待機児童の受け皿を広げるには各種の方策がありますが、最近、家庭にベビーシッターを派遣する「居宅訪問型保育事業」の対象を、待機児童にも拡大するという施策が注目を集めています。「居宅訪問型保育事業」は、本来、重度障害児など通園が困難な子どもを対象とした事業です。しかし既に千代田区・豊島区などで待機児童への拡大を決定しています。豊島区によると、ベビーシッターは通常個人で利用すると月40万円ほどの費用の負担がかかりますが、事業の適用対象になると国や自治体の補助により、認可園と同じ月3万5,000円程度で利用できるようになるとされています。現在、武蔵野市の認可保育園ではゼロ歳児の保育に年間約600万円の費用がかかっております(利用者負担は平均年間312,000円)。この点を考慮すると、「居宅訪問型保育」の待機児童への拡大は武蔵野市においても十分実現可能な方策と考えられます。なお、「居宅訪問型保育」の質を保つためには、保育専門家による定期的な点検作業や、利用者がみずからの責任のもとに柔軟に事業者を選択できるような体制づくりも必要でしょう。

また、ゼロ歳児では、育休明けの入所の困難さから早めに育休を切り上げて保育所を利用するケースもあるとされています。こうしたケースに対し、育休明けの入園を予約制とし、「居宅訪問型保育事業」を新年度4月、ないしは保育所の入園枠が確保できるまでのつなぎ期間に利用すれば待機児童数の減少が期待されます。その上で、各認可保育園の年齢別の定員を実情に即した形で柔軟に変更すれば、ゼロ歳児の待機児童問題の解決はもちろん、2歳までの保育施設を退所した後の3歳児の受け入れ先問題の解決にもつながることが見込まれます。さらに、子育て中の家庭にとっては、保活と言われる保育園の入所活動に悩まされることなく育児に向き合える時間を確保することができることになり、よりよい育児環境の整備につながるものと考えられます。

以上の趣旨より、以下のとおり陳情いたします。

- 1 待機児童に対する緊急対策として、「居宅訪問型保育」の対象を待機児童へ拡大すること。
- 2 入園予約制の導入について審議いただくこと。